

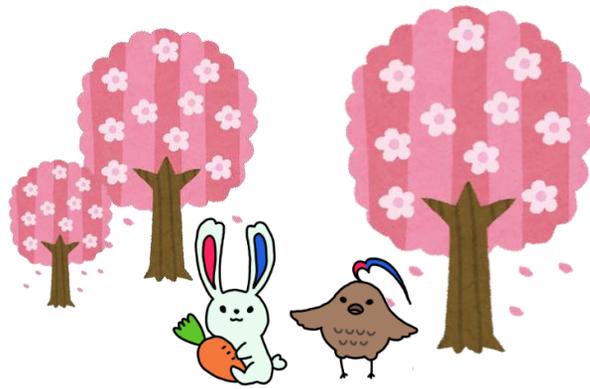
ぎふ労働局 通信



2025

4

岐阜労働局・労働基準監督署・ハローワーク



岐阜労働局公式キャラクター
ハロットちゃんとカートクン

令和7年4月から改正されます

□ 育児・介護休業法等改正（令和7年4月1日施行）

- ・子の看護休暇の対象範囲・取得事由拡大等
- ・所定外労働の制限（残業免除）の対象拡大
- ・育児休業取得状況の公表の義務適用拡大（従業員数300人超の企業）
- ・介護離職防止のための雇用環境整備義務、個別の周知・意向確認義務等



くわしくは
こちら



□ 「出生後休業支援給付」・「育児時短就業給付」の創設

「出生後休業支援給付金」

支給要件を満たした場合は、既存の育児休業給付と合わせて**休業開始前賃金の80%相当額**が支給されることとなります。

「育児時短就業給付金」

原則として**時短勤務中に支払われた賃金額の10%**が支給されます。

【現在】

【令和7年4月1日以降】



くわしくは
こちら



□ 育児休業給付金の支給対象期間延長手続き変更

保育所等に入れなかったことを理由とする育児休業給付金の支給対象期間延長手続きが変わります。

くわしくは
こちら



□ 自己都合退職者が教育訓練等を自ら受けた場合の給付制限解除

令和7年4月以降にリスキングのために教育訓練等を受けた（受けている）場合、給付制限が解除され、基本手当を受給できるようになりました。

くわしくはこちら



□ 高年齢雇用継続給付の給付率変更

令和7年4月1日以降60歳に達する日（その時点で被保険者期間が5年以下の方は、5年を満了日）を迎えた方について、**高年齢雇用継続給付の支給率が最大10%に変更**になります。



各月の賃金の低下率	支給率
6.4%以下	各月の賃金の10%
6.4%超 7.5%以下	各月の賃金の低下率に応じ、10%～0%
7.5%超	不支給

□ 高年齢者雇用安定法の経過措置終了（令和7年3月31日まで）

高年齢者雇用安定法により、60歳から65歳までの雇用確保措置（①定年制の廃止、②定年の引上げ、③継続雇用制度（再雇用制度・勤務延長制度）の導入、のいずれかの実施）が企業に義務づけられています。

継続雇用制度については、経過措置として、平成24年度までに労使協定により継続雇用制度の対象者を限定する基準を定めることが認められていましたが、令和7年3月31日をもって経過措置が終了します。

令和7年4月1日以降も継続雇用制度を実施する場合は、解雇事由・退職事由に該当する場合を除き、希望者全員の継続雇用の実施が必要となります。



□ 法定雇用障害者の数を算出する際の除外率引き下げ

各除外率設定業種ごとにそれぞれ10ポイント引き下げられます（令和6年度の報告で、除外率を5%又は10%で計算をしていた業種は、令和7年度の報告では除外できなくなります。）。



アルバイトの労働条件を確かめよう！

春は、初めてアルバイトを行う学生が多い時期です。
アルバイトの労働条件について、一度確かめてみませんか？

- ①アルバイトを雇うときにも、書面による労働条件の明示が必要です。
- ②学業とアルバイトの両立ができるようなシフトを適切に設定しましょう。
- ③学生アルバイトの労働時間を適正に把握しましょう。
- ④商品を強制的に購入させることはできません。
また、一方的にその代金を賃金から控除することもできません。
- ⑤アルバイトの遅刻や欠勤などに対して、あらかじめ損害賠償額等を定めることや労働基準法に違反する減給制裁はできません。

★労働条件の悩みの解消や
労務管理の改善に役立つ情
報を掲載中！



令和7年度 雇用保険料率のご案内 (赤字は変更部分)

令和7（2025）年4月1日から令和8（2026）年3月31日までの雇用保険料率は以下のとおりです。

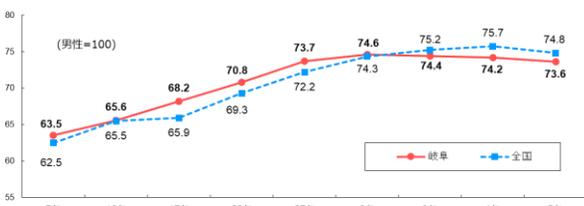
- 失業等給付等の保険料率は、労働者負担・事業主負担ともに5.5/1,000に変更になります（農林水産・清酒製造の事業及び建設の事業は6.5/1,000に変更になります。）。
- 雇用保険二事業の保険料率（事業主のみ負担）は、引き続き3.5/1,000です（建設の事業は4.5/1,000です。）。

業種	①	②	失業等給付・育児休業給付 の保険料率	雇用保険二事 業の保険料率	①+② 雇用保険料率
	労働者負担	事業主負担			
一般の事業	5.5/1,000	9/1,000	5.5/1,000	3.5/1,000	14.5/1,000
農林水産・ 清酒製造の事業	6.5/1,000	10/1,000	6.5/1,000	3.5/1,000	16.5/1,000
建設の事業	6.5/1,000	11/1,000	6.5/1,000	4.5/1,000	17.5/1,000

データで見る「ぎふの労働」 —男女の賃金格差—

所定内給与の男女間賃金格差の推移

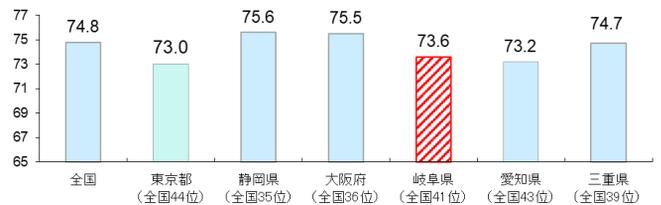
男性の一般労働者の賃金水準を100とした時の女性の平均賃金水準は、令和5年には73.6で**全国平均（74.8）を下回っています。**



資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査」

近隣県と比較した男女間賃金格差

男女の賃金格差は全国平均より大きく、**全国41位**となっています。



資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査」

管理職に占める女性の割合

管理職に占める女性の割合は13.2%と全国平均（15.7%）を下回り、**全国45位**となっています。



資料出所：
総務省「令和2年国勢調査」

男女間賃金差異分析ツールを公開しました

同業種・同従業員規模の企業平均データとの比較により
自社の賃金差異の要因を分析できます！

男女間賃金差異分析ツール画面イメージ